

防衛省組織令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	．．．．．	1
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	．．．．．	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	．．．．．	1
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	．．．．．	2
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	．．．．．	4
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	．．．．．	6

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 （略）

2、4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6、8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 （略）

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、六 （略）

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2
(略)

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（整備計画局の所掌事務）

第七条 整備計画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 （略）

八 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

九 （略）

十 建設工事の計画の承認に関すること。

十一 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

十二 十五 （略）

（米軍再編調整官及び参事官）

第十条の四 （略）

2
(略)

3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

（サイバー整備課の所掌事務）

第二十八条 サイバー整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務のうち、サイバーセキュリティの確保に係るものに関する事。

二 （略）

三 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

四 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

五 自衛隊の行動の基本に関する事務のうち、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関する事。

（施設計画課の所掌事務）

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 整備計画局の所掌事務に係る建設工事に関する事務の総括に関すること。

三〇五 (略)

(施設整備官の職務)

第三十条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

二 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち防衛省の所掌に係るものの基本に関すること。

三 自衛隊の施設の管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 自衛隊の施設の取得に係る実施計画の総括に関すること。

五 (略)

六 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

七 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

(提供施設計画官の職務)

第三十一条 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

二・三 (略)

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地方協力局の所掌事務に係る在日米軍との連絡調整に関すること。

三 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項の規定による対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第

二条第一項の施設及び区域に係るものに関する事。設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第

四 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。

五 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。

六 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関する事。

七 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

八 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

九 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

十 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

十二 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

十三 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十四 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

十五 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十六 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

十七 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

十八 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 （略）

二 防衛省本省の参事官

三 訟務管理官

四 施設整備官

五 提供施設計画官

- 六 (略)
- 七 服務管理官
- 八 衛生官
- 九 防衛裝備庁の参事官
- 十 プロジェクト管理総括官
- 十一 革新技術戦略官
- 十二 調達総括官
- 十三 総務官
- 十四 人事官
- 十五 会計官
- 十六 監察監査・評価官
- 十七 裝備開発官
- 十八 艦船設計官
- 十九 事業計画官
- 二十 事業監理官
- 二十一 裝備技術官
- 二十二 技術計画官
- 二十三 技術振興官
- 二十四 技術連携推進官
- 二十五 原価管理官
- 二十六 需品調達官
- 二十七 武器調達官
- 二十八 電子音響調達官
- 二十九 艦船調達官
- 三十 航空機調達官
- 三十一 輸入調達官
- 三十二 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
別表第三（第八条の三関係）

組織の区分		官職	種別
(略)		(略)	(略)
統合幕僚監部	統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長 陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官		一種
陸上幕僚監部	海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 首席法務官 首席会計監査官		一種
海上幕僚監部			一種

海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部	
海上訓練指導隊群司令	護衛隊群司令	幕僚長 掃海隊群司令	幕僚長 潜水艦隊司令官	幕僚長 航空集団司令官	幕僚長 護衛艦隊司令官	幕僚長	幕僚長 副旅団長 旅団長	幕僚長 副師団長 師団長	幕僚長	幕僚長	幕僚長 首席衛生官 首席法務官 監理監察官 科学技術官 部長 課長	首席衛生官 航空幕僚副長
一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	二種	一種	一種	一種	一種	
								二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）				

航空群司令部	航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
潜水隊群司令部	潜水隊群司令	
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	
開発隊群司令部	開発隊群司令	
地方総監部	地方総監 幕僚長	
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長	
教育航空群司令部	教育航空群司令	
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	
通信隊群司令部	通信隊群司令	
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長	
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官 幕僚長	
航空教育集団司令部	幕僚長	
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長	
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 航空方面隊副司令官 幕僚長	
航空団司令部	航空団司令	一種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令	二種
航空救難団司令部	航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種

	飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
	航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
	自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
	自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	副校長	一種
	自衛隊地方協力本部	副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	教育訓練研究本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	補給統制本部	教育訓練研究本部長	一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給統制本部長	一種
	自衛隊体育学校	副本部長	一種
	自衛隊中央病院	校長	二種
	自衛隊地区病院	副校長	一種
	副院長	病院長	一種
	副院長	副院長	一種
	防衛監察本部	副院長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	副監察監	副監察監	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種、二種又は四種）
	課長	課長	一種
	統括監察官	統括監察官	一種
	地方防衛局長	地方防衛局長	一種
	次長	次長	一種
	防衛技監	防衛技監	一種

防衛装備庁内部部局	部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官
一種	

本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁	防衛大臣の定める官職	
備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。		